平成２８年（フ）第１１４７号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川864番地
債務者　高橋美代子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２２６号
東京都稲城市大丸692番地の９グリーンコーポ第１　202
債務者　山崎　智春（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1915番地３
債務者　脇村　史人
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４４号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1915番地３
債務者　脇村真由美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１２００号
東京都小平市津田町３丁目39番18号Ｋ・ＦＬＡＴＳ103号
債務者　宮内　貴子（旧姓岩淵）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１２号
東京都町田市成瀬８丁目17番18号リバーコート成瀬106
債務者　関口　走野
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２４６号
東京都国立市中２丁目22番地の９パールハイム国立101
債務者　田村　拓也
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６８４号
静岡県牧之原市細江700番地Ｃ－202
債務者　ダシルバアケミ（旧氏名ニシハラ　ミリアンアケミ）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月６日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８２号
静岡県浜松市北区新都田３丁目19番２号テクノタウンパラージュＣ－101、前住所愛媛県松山市光洋台４番地22
債務者　東　　綾乃
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
長崎県佐世保市椎木町283番地２
債務者　久間　麻紀
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
長崎県佐世保市天神４丁目８番９号　森山アパート201号、前住所長崎県佐世保市天神４丁目３番９号
債務者　前田　有世（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市天神２丁目９番15号、前住所長崎県佐世保市折橋町４番７号　シティーベールつぐち201
債務者　バルブ勝江（旧姓田中・福島）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
長崎県東彼杵郡川棚町猪乗川内郷1251番地
三岳薫方、前住所長崎県佐世保市白岳町263番地
債務者　永原　隆幸
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
栃木県足利市葉鹿町２丁目33番地12　マツオアパート202
債務者　菅谷　志乃（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６６８号
静岡県焼津市小土218番地の13、旧住所静岡県焼津市小土226番地の11
債務者　山口　照吉
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部